

# 慈照会行動計画

職員が仕事と生活の両立ができるよう働きやすい職場環境づくりをするために、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 令和5年2月1日～令和10年1月31日までの5年間

2.内容

〈目 標〉

男性の育児休業取得を促進するための措置の実施

〈対策〉 令和5年2月～

職員研修を行い、男性でも育休が取りやすい環境づくりに取り組みます。  
また、対象職員には制度の説明をし、育児休業を取得するよう促します。  
令和4年10月1日から施行された「産後パパ育休」の概要を説明し、  
出生時育児休業給付及び休業中の社会保険料の免除についてもよく説明  
し、男性の育児休業取得を促します。  
管理職にも制度の周知をし、男性の育児休業の取得を促すようにします。  
また、男性の育児休業取得者1名以上を目指します。